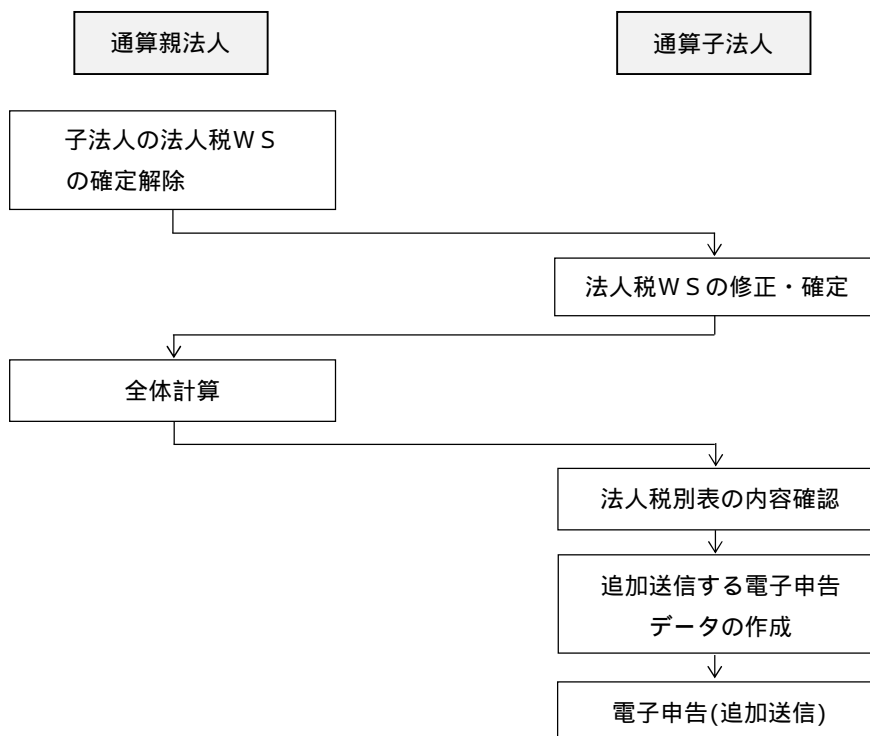


子法人が法人税データを追加送信する場合の処理手順

Q 通算子法人で納付税額に影響のない別表の提出漏れがあることが判明したので、当該子法人分の別表の追加送信を行いたいと考えています。どのように処理すれば良いのでしょうか？

A 通算親法人と通算子法人が以下の手順で処理します。



(1) 子法人の法人税WSの確定解除 **親法人**

通算親法人は、[各法人の処理状況の確認]において、追加送信が必要となった通算子法人分の法人税WSの確定を解除します。なお、電子申告データの確定解除は不要です。

各法人の処理状況の確認(ワーキングシートの確定・解除)

ファイル(F) 表示(V) ツール(T) ウィンドウ(W) ヘルプ(H)

入力・計算状況 | ワーキングシートの確定・解除 | 添付書類の作成状況 | 電子申告データの作成状況 | 電子申告の進捗状況 | TISCの処理状況

処理の選択
☐ 入力完了(確定) ☒ **確定解除** ☒ **法人税** ☐ 地方税

ワーキングシートの選択

【法人の選択】(ワーキングシートの入力状況:○=完了、△=着手、未=未着手)

行	法人コード	法人名	処理状況	法人税の入力	地方税の入力	法人税・地方税計算
1	0000000001	千代田製鉄株式会社	-	△	○ R 6. 8. 27(17:20)	本 R 6. 8. 6(17:13)
2	0000000002	株式会社新宿販売	-	○ R 6. 12. 11(10:06)	○ R 6. 8. 27(17:20)	本 R 6. 8. 6(17:13)
3	0000000003	水道橋商事株式会社	-	△	○ R 6. 8. 27(16:30)	本 R 6. 8. 6(17:13)
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						

OK

◆ 1.「入力完了(確定)」処理は、現在、他のパソコンでワーキングシートを処理中(「処理状況」欄が「他PC」)の法人は行えません。
 2.「処理区分」が、「四半期・期末試算」の場合には、各ワーキングシートの入力状況が「未」の場合でも、当該ワーキングシートを「入力完了(確定)」とすることができます。

♥ 処理を行う法人を選択してください。

F1 前項目 F2 前頁 F3 次頁 F8全選択取消 F7 左タブ F8 右タブ F10処理メニュー

(2) 法人税WSの修正・確定 子法人

通算子法人は、提出が漏れた別表の法人税WSを入力します。その後、法人税WSを確定します。

令和6年度グループ通算申告システム

1. グループマスターの登録

2. 電子申告等基本情報の確認・登録と事前準備

3. 前期繰越金額等の確認と当期認可・適格合併等の引継の入力

4. 法人税ワーキングシートの入力と確認

5. 地方税ワーキングシートの入力と確認

6. 税効果計算(eTaxEffect)

7. 法人税と地方税の全体計算と申告書等の印刷

8. 申告書添付書類の作成

9. 国税・地方税の電子申告

10. 国税・地方税の電子納税

親 法 人 名 : 千代田製造株式会社
事 業 年 度 : 令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月31日
処 理 区 分 : 確定申告

4. 法人税ワーキングシートの入力と確認

401. 当期純利益・租税公課の納付状況等の入力

402. 別表4へ自動転記される別表等の入力

403. 別表4と別表5で直接申告調整する内容の入力

404. 法人税ワーキングシートの一括確認(修正)

必須の法人税ワーキングシートの入力欄は、いつでも法

【B. 法人税の仮計算】

405. 法人税の仮計算

406. 法人税申告書表の印刷

407. 法人税申告書等の仮印刷

法人税WSの入力完了
(確定)

13(5): 買換資産の圧縮額の損金算入
14(1): 民事再生等評価換入による資産の評価損益
14(2): 寄附金の損金算入・特定寄附金の特別控除
14(3): 譲渡制限付株式に関する明細書
14(4): 新株予約権に関する明細書
14(5): 適宜繰越法人株式の簿価純資産価額に関する明細書
14(6): 完全支配関係法人間の損益調整
14(7): 適格合併等の特定資産譲渡損
14(8): リース譲渡収益(費用)の損金(損金)算入
14(10): 特定資産譲渡等損失額の損金不算入
15: 交際費等の損金算入
16(1): 特定対価法による減価償却資産の償却計算
16(2): 定率法による減価償却資産の償却計算
16(3): 生産高比例法による減価償却資産の償却計算
16(4): リース期間定額法による減価償却資産の償却計算
16(5): 取替法による取替資産の償却計算
16(6): 繰越資産の償却
16(8): 一括償却資産の損金算入
16(9): 特別償却準備金の損金算入
16(10): 繰越消費税額等の損金算入
16(11): 非連結合併等に関する調整勘定の明細書
17(2): 対象純支払子等の損金不算入適用除外
17(3): 添付対象外国関係会社基本情報
17(3)の2: 特定外国関係会社・対象外国関係会社
17(3)の3: 部分対象外国関係会社
17(3)の4: 外国金銭子会社等
17(3)の5(3)の3: 控除対象外国法人税・控除対象所得税
17(3)の7: 特定課税対象金額に係る配当
17(3)の8: 間接特定課税対象金額の計算
17(4): 国外関連者に関する明細書
繰越再編成に係る主要な事項の明細書

(3) 全体計算 親法人

通算親法人は、メニュー701で全体計算を行います。

令和6年度グループ通算申告システム

1. グループマスターの登録

2. 電子申告等基本情報の確認・登録と事前準備

3. 前期繰越金額等の確認と当期認可・適格合併等の引継の入力

4. 法人税ワーキングシートの入力と確認

5. 地方税ワーキングシートの入力と確認

6. 税効果計算(eTaxEffect)

7. 法人税と地方税の全体計算と申告書等の印刷

8. 申告書添付書類の作成

9. 国税・地方税の電子申告

10. 国税・地方税の電子納税

親 法 人 名 : 千代田製造株式会社
事 業 年 度 : 令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月31日
処 理 区 分 : 確定申告

7. 法人税と地方税の全体計算と申告書等の印刷

【A. グループ全体の申告計算】

701. グループ全体の申告計算

【B. 法人税申告書表・地方税申告書表の印刷】

702. 申告書表の印刷(グループ全体)

703. 法人税申告書表・地方税申告書表の印刷

【C. 申告書等の印刷】

704. 法人税申告書等の印刷

705. 地方税申告書の印刷

各法人の処理状況の確認

未対応書類の
電子申告手帳(PDF)

「基本情報
(法人名等)」切出

ASP1000Rへの
移行データ作成

Copyright (C) 2024 TKC Corporation
F10 終了

(4) 法人税別表の内容確認 子法人

通算子法人は、メニュー704で追加送信する別表の内容を確認します。

法人税申告書

印刷する法人税申告書の選択

【印刷内容の指定】

計算処理日: 令和 6 年 9 月 6 日(17:13)

印刷対象法人: 株式会社新宿販売

提出年月日: 令和 年 月 日

印刷方法: 一括印刷 部 一括選択

「選択印刷」では、印刷を行いたい帳表を、個別に選択できます。「一括印刷」は、印刷対象法人が1法人の場合のみ選択可能です。

印刷順番: 部単位で印刷

行

18 別表6(24)

19 別表6(24)付表1

20 別表7(1)

21 別表7(2)付表1

22 別表7(2)

23 別表8(1)

24 別表8(1)付表

25 別表14(6)

26 別表15

27 別表16(1)

28 別表16(2)

29 別表16(8)

30 別表16(10)

31 別表18(1)

32 別表18(1)付表1

33 別表18(2)

34 適用額明細書

35

給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

給与等支給額、比較教育訓練費の額及び翌期繰越税額控除限度超過額の計算

欠損金の損金算入等に関する明細書

適宜法人の欠損金の適宜に関する明細書

適宜対象欠損金額又は適宜対象所得金額の計算及び適宜対象外欠損金額の計算

受取配当等の益金不算入に関する明細書

適宜法人の関連法人株式等に係る配当等の額から控除する子子の額の計算に関する明細書

完全支配関係がある法人の間の取引の損益の調整に関する明細書

交際費等の損金算入に関する明細書

旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

一括償却資産の損金算入に関する明細書

資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入に関する明細書

各適宜法人の所得金額等及び地方法人税額等に関する明細書

10年内事業年度に係る各適宜法人の欠損金額等に関する明細書

各適宜法人の試験研究費の額等に関する明細書

印刷する帳表を選択後、部数を指定してください。

F1 前項目 F2 前頁 F3 次頁 F4 選択終了 F5 検索 F6 全選択 F7 全解除 F8 選択中止

F10 処理メニュー

(5) 追加送信する電子申告データの作成 子法人

通算子法人は、メニュー906において追加送信する電子申告データを作成します。

令和6年度グループ通算申告システム

1. グループマスターの登録

2. 電子申告等基本情報の確認・登録と事前準備

3. 前期繰越金額等の確認と当期認可・連絡合併等の入力

4. 法人税ワーキングシートの入力と確認

5. 地方税ワーキングシートの入力と確認

6. 税効果計算(eTaxEffect)

7. 法人税と地方税の全件計算と申告書の印刷

8. 申告書添付書類の作成

9. 国税・地方税の電子申告

親 法 人 名 : 千代田製造株式会社
事 業 年 度 : 令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月31 日
処 理 区 分 : 確定申告

9. 国税・地方税の電子申告
0000000002: 株式会社新宿販売
【A. 電子申告基本情報の確認】

901. 電子申告基本情報の確認

【B. 電子申告データの作成】

902. 電子申告データの作成

電子申告データ作成完了
(確定)

【C. 国税・地方税の電子申告】

903. 国税・地方税の電子申告

904. 通算親法人による国税の一括電子申告

905. 税理士による国税・地方税の一括電子申告

【D. 追加送信】

906. 追加送信する電子申告データの作成

907. 国税・地方税の追加送信

【E. 電子申告済み申告書類の印刷】

908. 国税の電子申告済み申告書類の印刷

追加送信する電子申告データの作成

電子申告帳票

0000000002: 新宿販売株式会社

法人税・地方法人税 | 都道府県民税・事業税等 | 市町村民税

追加送信する当システム作成の税務書類の選択

追加送信する第三者作成書類等のPDF添付・別途送付の確認・入力

追加送信するe-Taxソフトで作成した税務書類の送達

追加送信する法人税・地方法人税の電子申告データ作成

当システム作成書類とe-Taxソフト作成書類が重複する場合、当システム作成書類を送信します。

「電子申告書類確認表」は、「第三者作成書類等のPDF添付・別途送付の確認・入力」画面で印刷できます。

行	送信書類名	申告済	選択
1	別表一(次集) 各事業年度の所得に係る申告書-内国法人の分(次集)	☐	☐
2	別表二 同族会社等の判定に関する明細書	☐	☐
3	別表四 所得の金額の計算に関する明細書	☐	☐
4	別表五(一) 利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書	☐	☐
5	別表五(二) 租税公課の納付状況等に関する明細書	☐	☐
6	別表七(五) 通算法人の災害損失控除金額の計算に関する明細書	☐	☐
7	別表七(二) 通算対象欠損金額	☐	☐
8	別表八(一) 受取配当等の益金	☐	☐
9	別表八(一)付表 通算法人の関連法人株式等による配当等の額から控除する利子の額の計算に関する明細書	☐	☐
10	別表十六(一) 旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書	☐	☒
11	別表十八(一) 各通算法人の所得金額等及び地方法人税額等に関する明細書	☐	☐
12	財務諸表	☐	☐
13		☐	☐
14		☐	☐
15		☐	☐
16		☐	☐
17		☐	☐

確認

法人税・地方法人税のデータをXMLに変換します。OKですか?

OK キャンセル

F1 前項目 F2 前頁 F3 次頁 F4 入力終了 F8 右タブ F10 業務の選択

(6) 一括電子申告(追加送信) 子法人

通算子法人は、メニュー907において、電子申告データを追加送信します。

令和6年度グループ通算申告システム

1. グループマスターの登録

2. 電子申告等基本情報の確認・登録と事前準備

3. 前期繰越金額等の確認と当期認可・連絡合併等の入力

4. 法人税ワーキングシートの入力と確認

5. 地方税ワーキングシートの入力と確認

6. 税効果計算(eTaxEffect)

7. 法人税と地方税の全件計算と申告書の印刷

8. 申告書添付書類の作成

9. 国税・地方税の電子申告

10. 国税・地方税の電子納税

親 法 人 名 : 千代田製造株式会社
事 業 年 度 : 令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月31 日
処 理 区 分 : 確定申告

各法人の処理状況の確認

9. 国税・地方税の電子申告
0000000001: 千代田製造株式会社
【A. 電子申告基本情報の確認】

901. 電子申告基本情報の確認

【B. 電子申告データの作成】

902. 電子申告データの作成

電子申告データ作成完了
(確定)

電子申告データ修正
(確定解除)

【C. 国税・地方税の電子申告】

903. 国税・地方税の電子申告

904. 通算親法人による国税の一括電子申告

905. 税理士による国税・地方税の一括電子申告

【D. 追加送信】

906. 追加送信する電子申告データの作成

907. 国税・地方税の追加送信

【E. 電子申告済み申告書類の印刷】

908. 国税の電子申告済み申告書類の印刷

909. 地方税の電子申告済み申告書類の印刷

Copyright (C) 2024-2025 TKC Corporation

F1 データ選択 F8 法人選択 F10 終了

(参考)追加送信に関する注意事項

1. 追加送信の対象となる書類

追加送信の対象となる書類は、納付税額に影響のない記載誤りのある書類()や提出漏れの書類に限られます。

()地方税の追加送信では、提出(送信)済みの書類に対する差し替え・訂正は行えないこととされています。仮に、提出(送信)済みの書類の差し替え・訂正のために同一の書類を追加送信した場合、その取り扱いは提出先団体の判断によるということです(提出先団体にご確認ください)。

2. 追加送信できない書類

以下の書類は、追加送信の対象外です。

- 別表1・別表19
- 第6号様式・第6号の3様式
- 第20号様式・第20号の3様式

3. PDFファイルで提出できない書類

別表()、財務諸表、勘定科目内訳明細書は、PDFファイルで追加送信できません。

()システムで作成した法人税別表のうち、e-Taxソフト仕様が未公開のため、システムで自動作成したPDFファイルについては追加送信できます。また、システムで作成した地方税別表のうち、eLTAX仕様の明細数超過等で、システムで自動作成したPDFファイルについても追加送信できます。